

内閣参質一八九第二九〇号

平成二十七年九月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員藤末健三君提出大森政輔元内閣法制局長官の参議院平和安全法制特別委員会における参考人質疑の際の答弁内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出大森政輔元内閣法制局長官の参議院平和安全法制特別委員会における参考

人質疑の際の答弁内容に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十七年九月十九日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律による改正前の周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）別表第一及び別表第二の備考に規定する戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備は、同法の立案に当たり、後方地域支援として我が国が実施する支援措置の内容を検討する過程において、米側から我が国に対する協力の要請の内容として想定していな
いとの説明があつた事柄であり、政府として、そのような支援措置は実施しないことを規定上明らかにしたものであり、当該給油及び整備が他国の武力の行使と一体化するか否かについては、結論を出してはいなかつたものである。このことは、平成十一年一月二十八日の衆議院予算委員会において、当時の大森内閣法制局長官自身も述べているとおりである。

